

制度・運用改善の取組

（（一社）日本自動車工業会、（一社）日本自動車部品工業会、
（一社）日本鉄鋼連盟）

振り返り

取組の位置づけ

第三者証明機関への**提出書類不備によるリスクと修正による手戻り工数の削減**、第三者証明機関からの**あるべき姿と乖離した要件提示を抑止**することにより、**判定審査手続きの煩雑さを低減させ、EPA活用推進を促すことを目的**に、これまでの自動車業界、鉄鋼業界の経験に基づき第三者証明機関へ提出する、特惠原産地証明 判定根拠資料の「良品条件の明確化」を目指す。

前回までの活動の振り返り

2023年5月～ 8月 経済産業省×企業代表 ※可能な限り毎週開催

2023年6月 第4回EPA活用推進会議 ※取組み発表

2023年8月頃 経済産業省より 三帳票に関して「違和感の無い内容」との状況に至る

2023年9月～ 経済産業省×日本商工会議所にて 三帳票に関する確認・調整 ⇒ 随時企業代表とも調整

2023年10月 経済産業省×日本商工会議所×企業代表にて “成果物の表現、クレジット”について議論

⇒ **合意内容：EPA活用推進会議の成果物として公表する事で効力の発揮を狙う**

2024年2月 三帳票に関する各判定事務所から意見集約

2024年3月【第5回EPA活用推進会議時点】 経済産業省×日本商工会議所×企業代表にて三帳票 個別項目の調整中

前回調整中3項目と結論

項目	対象帳票	日本商工会議所要望	企業代表要望	結論
社印押印	CTC対比表 VA計算ワークシート	判定依頼者≠輸出品生産者の場合、押印を求められることがあり、その場合には押印が必要となります	輸出者証明において判定依頼者≠輸出品生産者の場合、かつ 輸出品生産者の同意を得ず判定依頼を行っている疑念がある場合 、輸出品生産者の印を求める事があります	企業代表要望の表現を緩和して合意： 輸出者証明において判定依頼者≠輸出品生産者の場合、 輸出品生産者の同意を得て判定依頼を行っていることを確認するため 、輸出品生産者の社印を求めることがあります
委託生産者制度利用時の企業名	CTC対比表 VA計算ワークシート サプライヤ証明	申請者名に（委託元）、製造者名（委託先）を必ず記載	申請者名に（委託元）、製造者名に（委託先）の記載は不要としたい	合意に至らず両論併記： 審査側からは、各企業の「委託元」「委託先」等、関係性を明らかにする記載が求められています
連絡先	サプライヤ証明	電話番号を基本としてメールアドレスと併記	各社の状況に応じて電話番号、メールアドレスいずれか 連絡のつきやすい方 を記載	企業代表要望にて合意： 電話番号またはメールアドレス を記載。但し代表電話番号やグループアドレスは原則不可（個別情報がない場合は可）証明資料作成者へ確実に連絡が取れる事 ※「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」へ反映予定

→ これらの結論を反映し、2024年7月16日より運用開始

公開ページのご紹介

EPA活用推進会議ウェブサイトにて公開

[原産判定基準・条件明確化（METI/経済産業省）](#)

The screenshot displays the official website of the EPA活用推進会議 (EPA活用推進会議). The page is titled '原産判定基準・条件明確化' (Origin Determination Standards and Conditions Clarification). The header includes the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) logo and navigation links such as '申請・お問合せ', 'English', 'サイトマップ', '本文へ', '文字サイズ変更', and 'アクセシビリティ 閲覧支援ツール'. A secondary navigation bar contains links for 'ニュースリリース', '会見・談話', '審議会・研究会', '統計', '政策について', and '経済産業省 について'. The main content area features a breadcrumb trail: 'ホーム ▶ 審議会・研究会 ▶ 対外経済 ▶ EPA活用推進会議 ▶ 原産判定基準・条件明確化'. Below this, the title '原産判定基準・条件明確化' is prominently displayed. The text explains that the third-party certification system for preferential origin certificates will be implemented, and the standards and conditions for origin determination have been clarified to facilitate applications. It also mentions that the requirements have been organized and are available for use from July 16, 2024. The '資料' (Materials) section lists three downloadable documents: 'CTC対比表 (CTC証明用) (Excel形式: 29KB)', 'VA計算ワークシート (VA証明 控除方式用) (Excel形式: 29KB)', and 'サプライヤー証明書 (Excel形式: 26KB)'. The '参考' (Reference) section includes a link to a PDF document titled '(補足資料) 「原産判定基準・条件明確化」の取組について (PDF形式: 245KB)'. The 'お問合せ先' (Contact Information) section provides the contact details for the Trade Policy Bureau, Economic Cooperation Section, with the phone number 03-3501-1595.

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

申請・お問合せ English サイトマップ 本文へ 文字サイズ変更 小 中 大 アクセシビリティ 閲覧支援ツール

ニュースリリース 会見・談話 審議会・研究会 統計 政策について 経済産業省 について

ホーム ▶ 審議会・研究会 ▶ 対外経済 ▶ EPA活用推進会議 ▶ 原産判定基準・条件明確化

印刷

原産判定基準・条件明確化

第三者証明制度を用いる特惠原産地証明書について、原産性判定の基準・条件を明確化するために、申請の際にご提出いただく資料の記載要件を整理しました。2024年7月16日よりご利用いただけます。

資料

- ▶ [CTC対比表 \(CTC証明用\) \(Excel形式: 29KB\)](#)
- ▶ [VA計算ワークシート \(VA証明 控除方式用\) \(Excel形式: 29KB\)](#)
- ▶ [サプライヤー証明書 \(Excel形式: 26KB\)](#)

参考

- ▶ [\(補足資料\) 「原産判定基準・条件明確化」の取組について \(PDF形式: 245KB\)](#)

お問合せ先

通商政策局 経済連携課
電話: 03-3501-1595

資料の見方

書類のフォーマットサンプル

サプライヤー証明書（構成品）

作成日： 2023 年 1 月 13 日
サプライヤー証明書（構成品） No.

各位

氏名又は名称 ○○○○株式会社
住所 東京都港区高輪○丁目○○番地○○号
氏名 山田 太郎
部署名 輸出管理部 FTAグループ
連絡先 03-***** もしくは *****@jdousya.co.jp

当社の下記製品は、日マレーシア経済連携協定に基づき原産品であることを証明いたします。

- 根拠書類は協定本文、関連する国内法令、その他規則で定められた期間、弊社にて適切に保存いたします。
- 証明内容の過ち、コストの増加、構成部材の変更等により、下記製品の原産性が失われることが判明した場合、速やかに通知いたします。
- 輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関（第三者証明制度を利用した輸出の場合、以下同じ）より日本原産品であることの証明根拠を求められたときは、輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関に対して、弊社が根拠となる書類とともに説明をする責を負っているものといたします。
- 輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関からの要請があった際には、輸出者または輸入者が輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関に対して本証明内容を提示することに同意いたします。

記

商標	構成品
品名（英）	AUTOMATIC TRANSMISSION
品名（日）	
製造番号・型番	12345-56789
HSコード	870840
判定基準	VA40
生産者会社名	○○○○株式会社
生産工場名	本社工場
生産工場住所	東京都港区高輪○丁目○○番地○○号

以下の項目以外の情報を求められる場合もありますが、審査担当者の質問・指摘の趣旨を確認し、漏れなく適切に追加情報を提供できるように留意すること

【必須項目】・・・必ず記載が必要 【条件別項目】・・・特定の条件に該当する場合記載が必要 【任意項目】・・・記載要否は各企業の判断

原則は書類発行者＝生産者となります。委託生産の場合は、別途、「委託生産者であることのチェックシートおよび誓約書」提出が必要です。

資料作成日 【必須項目】和暦ではなく西暦で記載の事

宛先 【条件別項目】生産者とサプライヤーとの間で製品の流れ及び原産性の確認への対応が担保される場合、供給先名は不要

※ 輸出品の証明書とサプライヤー証明書の宛先が不一致の場合は、輸出品の証明書に対し、自由に関するエントランスの提示が求められることがあります。

氏名又は名称 【必須項目】法務局登記の正式名称・委託生産の場合は、委託元会社（≠実生産者）※審査側からは、各企業の「委託元」「委託先」等、関係性を明らかにする記載が求められています

住所 【必須項目】正式住所

氏名 【必須項目】フルネーム（証明した個人を特定できる事）

姓名称 【必須項目】各企業における正式名称

連絡先 【必須項目】電話番号またはメールアドレスを記載。但し代表電話番号やグループアドレスは原則不可（個別情報がない場合は可）証明資料作成者へ確実に連絡が取れる事

「何をどう書けば過不足がなく、審査を進めていただけるか」という観点から、項目ごとの記載内容について解説

商標 【条件別項目】PSRが商標により異なる協定（日EU、日英協定）の場合のみ、輸出品 or 構成品 のいずれかを記載

品名（英） 【必須項目】依頼元の指示した名称（依頼元の指示した製品とサプライヤー証明書が同一製品であると確認できることが重要）

※依頼元CTC対比表：S.（1）使用材料名称と一致もしくは同一であることが確認できることが必須。

※依頼元VA計測ワークシート：S.（3）使用材料名称と一致もしくは同一であることが確認できることが必須。

品名（日） 【任意項目】

製造番号・型番 【条件別項目】「品名（英）」のみで製品を特定できない場合、特定に必要な「製造番号・型番」を記載

HSコード 【必須項目】6桁を記載

判定基準 CTC：CC、CTH、CTSHのいずれかを記載 ※除外規定（○○からの変更を除く、などの規定）がある場合は記載要

生産者会社名 VA：計測方式が単一の協定：RVC40/QVC40等→VA40と記載することも可

※法務局登記の正式名称・委託生産の場合は、委託先である実生産者名を記載※JAFTASの場合は委託元会社（≠実生産者）を入力する仕様となっています

※審査側からは、各企業の「委託元」「委託先」等、関係性を明らかにする記載が求められています

生産工場名 【必須項目】工場が1つしかない場合は「本社工場」と記載

※1.最終生産場所が他社の場内にある場合、必ず明記の事

※JAFTAS 委託生産の場合は、「委託先：委託元会社名+工場名」を入力する運用となっています。 例）委託先：北山工業株式会社 東海工場

JAFTASの場合、生産工場名に「委託元：会社名+工場名」を記載。

生産工場住所 【必須項目】正式住所

※1 例）○○車体株式会社 ○○工場内 ○○部品工業株式会社 ○○第1工場

「オンサイト工場」のみの記載の場合、一箇所しかない事が確認できれば可、複数箇所ある場合は、「○○会社内」等の特定できる情報に加える事が必要
また、「構内外注」の場合、どこに会社・工場で構内外注しているのか具体的に記載する事が必要

運用開始後の活用事例

仕入れ先サポート(日本自動車部品工業会)

判定事務所からの指摘対応に苦慮していた仕入れ先に、本フォーマットを紹介したことにより、仕入れ先による適切な対応が実現し、判定審査が早期に再開された。

業界ガイドラインへの反映(日本自動車工業会 & 日本自動車部品工業会)

業界における「FTA/EPA原産性調査に関するガイドライン」の更新に当たり、依頼項目・回答項目の再整理の際に、当フォーマットの記載項目を反映。2025年度中、業界団体ウェブサイト等にて公開予定。